

定 款

イオン株式会社

イオン株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、イオン株式会社と称する。
英文では、AEON CO., LTD.と表記する。

(基本理念)

第 2 条 お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

イオンは小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

平和は、戦争や災害からの復興にしても、平穏な生活の維持・増進にしても、能動的で意識的な関与なしにはもたらされません。こうした思いの原点には、岡田卓也名誉会長相談役の実体験があります。戦後、チラシを手にして店頭に並べたお客さまが「戦争が本当に終わったんだな」と涙された姿を見て、小売業の存在こそが平和の象徴であると実感したと言います。そこから、小売業が成り立つためには平和が大前提であり、小売業は平和の維持に貢献していかなばならないと決意したのです。

平和とは、戦争や暴力がないというだけに止まりません。心の安寧に加えて、戦争や災害さらにはさまざまな不幸から立ち上がり、乗り越える力をも含むものです。21世紀になっても戦争は止まず、大震災や異常気象などの自然災害が頻発しています。今こそ平和の価値があらためて問い直されています。平和はそのまま与えられるものではありません。平和は、わたしたちが能動的で意識的に関与することによってはじめて保たれるのです。

イオンは平和に反することは決して行いません。また、そうした行為や活動には与しません。イオンが目指すのは積極的な平和への貢献です。

人間に関しては、一人ひとりを信じ、尊重することで、その人の能力や思いが花開き、さらに人とつながることによって、より幸福な状態が生じます。

岡田名誉会長は、小売業を「人間くさい産業」と呼びました。それは「人の道」を重んじること、すなわち人間を尊重することです。個性、尊厳、自律性の尊重は言うまでもありません。それに加えて、人間が持つ可能性を信じ、仕事や学びを通じて成長し、よりよく人間的になることを後押しすることでもあります。人間はひとりで成長することは困難です。「人とのつながり」のなかで、他者とともにによりよく人間的になっていくのです。それは幸福の実現であるとともに、人の間にある規範を求めるものでもあります。小売業は人々の幸福と規範の産業なのです。

地域もまた、地域ごとの多様性と自立性に敬意を払い、その特有のニーズに応え、手入れをし続けることによってはじめて豊かなコミュニティが実現します。

小売業はもともと地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものです。地域やそこにおけるコミュニティの豊かさを守っていくためには、不断に手入れを怠らないことが必要です。それは、小売業の重要な使命のひとつなのです。これからはますます、地域やコミュニティの重要性が増していきます。イオンは、地域に特有の産品を発展させ、地域の人々の豊かな暮らしを促進し、地域やコミュニティの繁栄に能動的に貢献してゆきます。

イオンが目指しているのは、こうした平和への積極的な関与・人間の幸福と規範の下支え・地域の繁栄への貢献です。それが「お客さまを原点に」、すなわちお客さまを第一にすることの重要な基盤なのです。

お客さまを第一にすることとは、自分第一ではない、つまり自分たちの都合で考え、動くのではないということです。その反対に、常にお客さまを第一に考え、誠実に行動すること、これがイオンの基本です。これを自分を映す鏡とし、すべてのイオンビールのあらゆる判断と行動の基準とします。ややもすれば自社や自分にとって有利なこと、都合が良いことに流されがちになりますが、そうした傾向を断固否定し、乗り越えてゆくことが求められています。

そのためには、イオンは革新し続ける企業集団でなければなりません。

企業にとって、成長し存続し続けることは最重要の課題です。しかし、革新し続けることなくしては、企業は衰退し滅亡してしまいます。たとえ現状が続くことが安定的で楽なことであっても、それに安住せず、常に自らを変えていかなければなりません。そして、革新し続けるためには、お客さまの変化やさまざまな社会の変化について、常に先を見る先見性や洞察力が必要です。イオンビールの一人ひとりは、お客さまの生活や社会が求めるものの進化と変化を先取りしてゆく所存です。

家業から企業へ、そして産業へとイオンは変貌してきました。もともとダイナミックな企業文化を備えているのです。何よりも恐れているのは、ますます激しくなっていく変化の中で、求められる革新や企業家精神を失い、大企業に特有の停滞に陥っていくことです。変化することのない、現状のままが続くような静的な均衡は続きません。より新しい革新に取って代わられないためには、イオンが最大かつ最先端の革新者であり続けるしかありません。それは創業の精神を保持することで常に刷新し続け、時代を先取りした組織であるという覚悟なのです。

イオンは、以上のことの浸透と実践を通じて、平和、人間、地域の維持と発展に貢献しうると信じて、行動してゆきます。

(目的)

第 3 条 当社は、以下の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入

5. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
6. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
7. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
8. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
9. カタログによる通信販売業
10. 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
11. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
12. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
13. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
14. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営
15. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営
16. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
17. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
18. 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取次事業および倉庫業
19. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
20. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
21. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
22. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
23. 経営コンサルタント業
24. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
25. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
26. 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
27. 金融商品仲介業
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
29. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
30. 前各号に関連する一切の業務
31. 銀行業

② 当社は、前項各号（第31号を除く。）の事業および前項各号に関連または付帯する事業を営むことができる。

（本店所在地）

第4条 当社は、本店を千葉市に置く。

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関）

第6条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

第2章 株 式

（発行可能株式総数および単元株式数）

第7条 当社の発行可能株式総数は72億株とする。

② 当社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式の買増）

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

（株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、株式取扱規則に定めるところによる。

第3章 株主総会

（総会の招集）

第11条 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

② 当社の株主総会は、本店所在地または東京都千代田区もしくはこれらに隣接する地において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。

- ③ 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
- ④ 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役会で定める。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。ただし、代理人は当会社の議決権を行使することができる株主に限る。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。

- ② 取締役のうち2名以上は社外取締役とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(取締役会議長)

第20条 取締役会は、その決議により取締役会議長1名を選定する。

(取締役会の権限)

第21条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか会社の業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

- ② 取締役会は、法令またはこの定款に定める一定の事項を除き、会社の業務の決定を執行役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任免除)

第25条 当会社は、社外取締役との間で当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,500万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 委員会

(委員の員数)

第26条 各委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない。

(委員の選定および解職)

第27条 各委員会を組織する取締役の選定および解職は、取締役会の決議をもって行う。ただし、監査委員会を組織する取締役は当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。

(各委員会の権限)

第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(各委員会の決議)

第29条 各委員会において決議を要するときは、その決議は、委員会を組織する取締役の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

第6章 執行役

(執行役の員数)

第30条 当会社の執行役は、25名以内とする。

(執行役の選任および解任)

第31条 執行役の選任および解任は、取締役会の決議をもって行う。

(執行役の任期)

第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第33条 会社を代表すべき執行役は取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会は、その決議により執行役会長、執行役社長各々1名および執行役副会長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各々若干名を選定することができる。

第7章 計 算

(事業年度および決算期)

第34条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日をもって決算期とする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

- ② 当会社の期末剰余金配当基準日は、毎年2月末日とする。
③ 当会社の中間配当基準日は、毎年8月31日とする。
④ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
⑤ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
⑥ 未払いの配当金には、利息を付さないものとする。

以 上

<改正>

1970年4月17日	1978年5月17日	1988年5月17日	1999年5月18日	2003年5月15日	2008年8月21日	2013年5月16日
1971年4月17日	1982年5月17日	1990年5月15日	2001年5月17日	2004年5月19日	2009年3月1日	2022年5月25日
1974年4月19日	1983年5月18日	1991年5月14日	2001年8月21日	2004年10月18日	2009年5月14日	2023年3月2日
1975年4月19日	1984年5月17日	1994年5月17日	2002年5月16日	2006年5月12日	2010年1月6日	2023年5月26日
1977年5月19日	1985年5月17日	1998年5月15日	2002年6月11日	2008年5月15日	2012年5月17日	2025年9月1日

本定款は、当会社の現行定款であります。

2025 年 11 月 21 日

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役 岡 田 元 也

